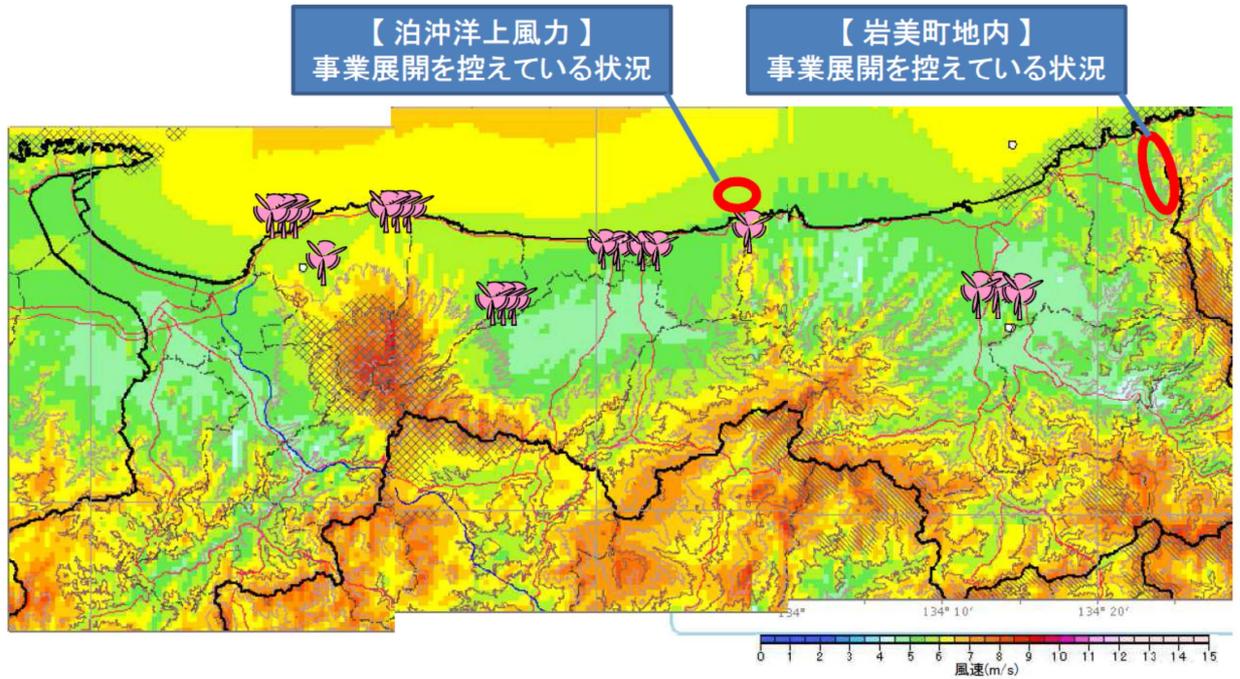


県内の風力発電の現状と今後の見込等について

平成25年7月3日
環境立県推進課

1 現状

○県内における風力発電設置場所図



(NEDO局所風況マップより)

○風力発電導入状況一覧表

単位[kW]						
年度	設置者	場所	規模	基数	容量[kW]	年度計
H14	旧泊村	潮風の丘とまり	600kW×1基	1	600	600
H15						
H16	旧名和町	高田工業団地	1,500kW×1基	1	1,500	1,500
H17	企業局	鳥取放牧場	1,000kW×3基	3	3,000	25,500
	旧北条町	北条砂丘	1,500kW×9基	9	13,500	
	民間	大山町	1,500kW×6基	6	9,000	
H18						
H19	民間	琴浦町	1,500kW×13基	13	19,500	31,500
	民間	大山町	1,500kW×8基	8	12,000	
H20				0	0	0
H21				0	0	0
H22				0	0	0
H23				0	0	0
H24				0	0	0
計				41	59,100	59,100

2 今後の見込み

・岩美町地内の風力発電事業(2,500kW×19基=47,500kW)及び泊洋上風力発電事業(3,000kW×10基=30,000kW)については、事業展開を控えている状況。

3 風力発電の今後の推進

平成24年3月に策定した”とっとり環境イニシアティブプラン”に示した再生可能エネルギー電気発電事業者への支援施策により県内における風力発電の推進を図る。

○県が立地候補地を公開して、民間事業者からの事業提案を募る。

- ・大規模太陽光発電については候補地を公開し事業化が図られている。
- ・大型風力発電については、公開できる候補地なし。

(風力発電が新たに環境アセス(実施に3年程度の期間が必要)の対象となった。)

○県独自の支援策(平成24年度から実施)

- ・鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金
- ・鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金(系統連系用電源線費用補助事業)
- ・〃 (利子相当額補助事業)

○国への要望

- ・洋上風力発電の調達価格及び調達期間を早期に設定することを要望中。

○事業者への働きかけ

- ・国において実証実験が行われており、今後洋上風力発電の調達価格及び調達期間が設定された後、事業化を検討する事業者へ県内での実施を働きかける。

なお、内閣官房総合海洋政策本部事務局が公募している「海洋再生可能エネルギー実証フィールド」について、本県の海域で応募可能かを検討中。

4 風力発電の活用

再生可能エネルギーを利用した発電はコストが高く、国において再生可能エネルギー電気特別措置法により調達価格及び調達期間が定められ導入促進が図られている。

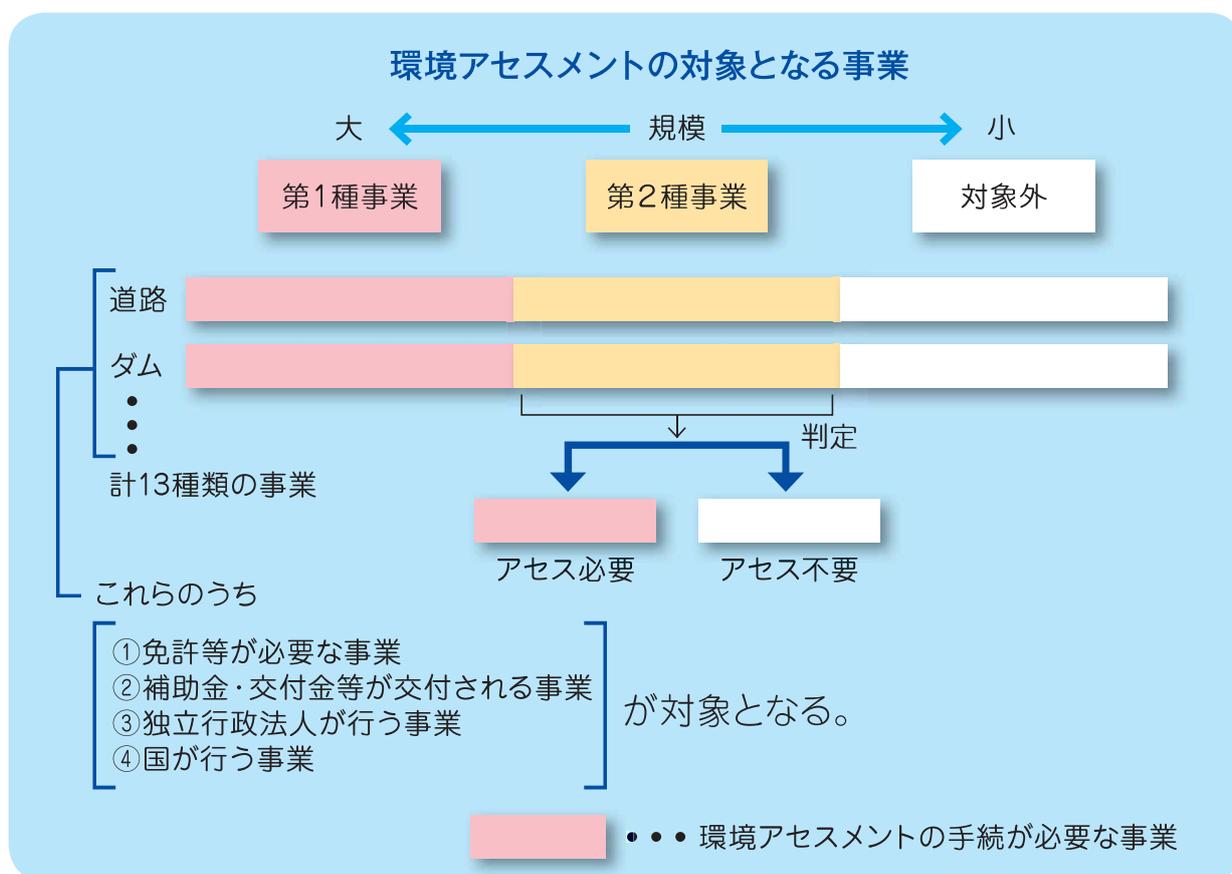
この状況を踏まえると、当面は特定用途への活用を目指さず、発電事業者による固定価格買取制度を活用した電気事業者への売電によるエネルギーの増産を図る。

(2) 環境アセスメントの対象となる事業

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業です。

このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととしています。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を「第2種事業」として定め、手続を行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続を行うべきと判断されたものが、環境アセスメントの手続を行うこととなります。また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

具体的な事業の種類と規模は、次のページの表のとおりです。



トピック 2 風力発電所を法対象事業に追加

低炭素社会への転換に当たり風力発電の導入が期待されている一方、風力発電所は、騒音・低周波音による健康影響や鳥類への影響等の環境影響が、国内においても問題とされています。

円滑な事業の実施のためには、環境保全に十分配慮することが必要ですが、一部の地方公共団体での環境アセスメントの条例等による対応はなされてきたものの、多くの地域においては、事業者による自主的な環境アセスメントが行われており、これまで必ずしも十分な対策はとられていませんでした。

このような実態を踏まえ、風力発電所の設置事業が法対象事業として追加されました。

環境影響評価の対象事業及び規模（概要／平成25年4月施行）

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道路	すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 幅6.5m、20km以上	— 7.5km以上10km未満 幅6.5m、15km以上20km未満	— 4車線、10km以上	— 4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河川	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	湛水面積75ha以上 改変面積75ha以上 改変面積75ha以上
鉄道	すべて 10km以上	— 7.5km以上10km未満	— 10km以上	— 7.5km以上
飛行場 (滑走路) 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上500m未満	2500m以上 500m以上	1875m以上 375m以上
発電所	出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 すべて	2.25万kw以上3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上1万kw未満 —	出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 —	2.25万kw以上 11.25万kw以上 7500kw以上 —
風力	出力1万kw以上	7500kw以上1万kw未満	出力1500kw以上	1500kw以上
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	25ha以上30ha未満	埋立面積25ha以上	埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓	50haを超	40ha以上50ha以下	50haを超	40ha以上
土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—
流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上	50ha以上
港湾計画	埋立等区域300ha以上	—	—	—
廃棄物処理施設 ごみの焼却 し尿処理	—	—	100t/日以上 100kl/日以上	75t/日以上 75kl/日以上
工場の新築、増築 排水 排ガス	—	—	1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /時以上	7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /時以上
ゴルフ場又はスキー場	—	—	50ha以上	37.5ha以上
レジャー施設 (ゴルフ場、スキー場を除く)	—	—	75ha以上 (土地改変区域に限る)	50ha以上 (土地改変区域に限る)
岩石等採取事業	—	—	50ha以上	37.5ha以上
大規模畜産団地造成事業 (草地造成を含む)	—	—	75ha以上	50ha以上
複合開発事業	—	—	明文化	明文化

注) 一般地域：特別地域以外の地域 / 特別地域：開発における環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの(国立公園等)

法対象事業：「法的関与要件」+「規模要件」、条対象事業：「規模要件」のみ / 港湾計画については、港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる

特 別 地 域 (概要 / 平成25年4月施行)

事業の種類	すべての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路 (4車線以上の新設・4車線以上の改築) ・ 鉄道及び軌道 ・ 飛行場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 ・ 鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 ・ 鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された自然環境保全地域 ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 ・ ハマナス生南限地帯 (※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校、中学校、高等学校、高等学校、専門学校、専門学校、養護学校、専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 ・ 保育所及び患者の収容施設を有する診療所 ・ 病院及び患者の周囲1kmの区域 ・ 上記施設第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 ・ 公有水面の埋立て及び干拓 ・ 土地区画整理事業 ・ 流通業務団地造成事業 ・ 工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 (※2) ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 (※3) ○ 東郷池水質管理計画の対象地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所 (水力・火力・地熱) ・ 廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 ・ 畜産団地造成事業 ・ ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設 ・ 工場等の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 ○ 東郷池水質管理計画の対象地域 ○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域 (※4)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路 (4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く) ・ 発電所 (風力) (※5) ・ 岩石等採取事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域

(※1) 昭和58年文部省告示第90号

(※2) 平成元年総理府告示第5号

(※3) 範囲及び根拠の明確化

(※4) 規則で定める指定水域及び指定地域なし (平成25年3月末現在)

(※5) 一般地域及び特別地域とも対象事業の要件が同一 (出力1,500kw以上) であるため、規則別表第1には規定されていない

鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金

➤ 事業の概要・目的

- ・ 新たに再生可能エネルギーを利用した発電（既設発電所の出カアツプを含む。）による電気の売電事業や新たにバイオマスによる熱供給事業を計画する事業者が実施する事業可能性調査に必要な費用を支援します。

➤ 補助対象者

- ・ 事業可能性調査を鳥取県内で実施する事業者のうち、国、地方公共団体及び個人事業者を除く法人とします。



担当 鳥取県生活環境部 環境立県推進課
電話 0857-26-7895

➤ 対象事業

- ・ 風力発電（定格出力1kW以上/基）
- ・ 水力発電（発電出力10,000kW以下）
- ・ 地熱発電（バイナリー方式に限る）
- ・ バイオマス発電、熱利用（バイオマス依存率60%以上）

➤ 補助率

- ・ 補助率1/3以内（上限3,000千円）
- ・ 予算額 6,000千円

➤ 事業実施期間

- ・ 最長で事業着手の翌年度末まで

補助(1/3)

県

事業者

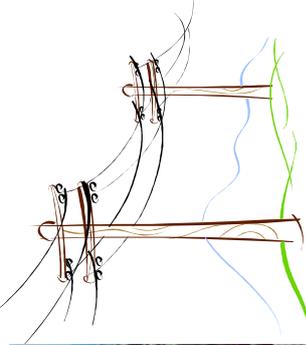
鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金（系統連系用電源線費用補助事業）

➤ 事業の概要・目的

- 県内において再生可能エネルギーによる発電事業を計画している事業者が整備（費用負担）する系統連系用電源線の費用の一部を支援すること、新たな事業者の誘致・事業化の促進を行い、温室効果ガスの削減及びエネルギー自給率の向上を図ります。

➤ 補助対象者

- 鳥取県内で再生可能エネルギーによる発電事業を行う事業者（国及び地方公共団体を除く。）で、県内事業者が資本・施工・管理運営のいずれかに参画していること。



担当 鳥取県生活環境部 環境立県推進課
電話 0857-26-7895

➤ 要件

- 系統連系用電源線の整備距離が1kmを超えること。
- 県内事業者が資本・施工・管理運営のいずれかに参加すること。
- 発電設備の出力アップを含み、太陽光発電事業は出力0.1MW以上5MW以下であること。（太陽光発電事業以外は出力制限なし。）

➤ 補助額

- 5百万円/km以内
上限50,000千円（10km以内）
- 予算額（H25年度） 25,166千円

➤ 事業実施期間

- 採択年度の翌々年度末（平成28年3月31日）まで

補助

県

事業者



鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援補助金(利子相当額補助事業)

➤ 事業の概要・目的

- 県内において再生可能エネルギーによる発電事業を計画している事業者が、工事を実施するために県内金融機関より資金を借り入れた場合の金利の一部を支援することで、新たな事業者の誘致・事業化の促進を行い、温室効果ガスの削減及びエネルギー自給率の向上を図ります。

➤ 補助対象者

- 鳥取県内で再生可能エネルギーによる発電事業を行うために県内金融機関より資金を借り入れる事業者(国及び地方公共団体を除く。)

➤ 事業実施期間

- 採択年度の翌々年度末(平成28年3月31日)まで

担当 鳥取県生活環境部 環境立県推進課
電話 0857-26-7895

➤ 要件

- 県内事業者が資本・施工・管理運営のいずれかに参加すること。
- 発電設備の出力アップを含み、太陽光発電事業は出力0.1MW以上5MW以下、風力発電事業は1基当たり定格出力1kW以上であること。(太陽光・風力発電事業以外は出力制限なし。)

➤ 補助額

- 工事着手から発電開始までに支払った金利
県内事業者は全額、県外事業者は1/2
系統連系用電源線費用補助事業と併せて
50,000千円まで。
- 予算額(H25年度) 39,194千円

補助

県

事業者

政策会議

[▲ トップページへ](#)[トップ](#) > [会議等一覧](#) > [総合海洋政策本部](#) > 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの要件の公表及び公募について

海洋再生可能エネルギー実証フィールドの要件の公表及び公募について

平成25年3月12日
総合海洋政策本部事務局

平成24年5月に総合海洋政策本部で決定された「[海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針](#)」においては、開発コストの低減、民間の参入意欲の向上、産業の国際競争力強化、関連産業集積による地域経済活性化を図るため、海洋再生可能エネルギーの実証実験のための海域を提供する、いわゆる「実証フィールド」を、順次、整備することとしています。これを踏まえ、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの要件等について、以下のとおりお知らせいたします。

- [実証フィールドの要件と選定の方法について\(概要\)](#)
- [実証フィールドの要件と選定の方法について](#)
- [実証フィールド選定要件に関連する各種規制・手続等\(別紙\)](#)

応募希望者につきましては、「実証フィールドの要件と選定の方法について」を御確認いただき、以下のとおり対応をお願いいたします。

1. 提出書類

- ①様式1(申請書)
 - [様式1ダウンロード](#)
- ②様式2(基本事項)
 - [様式2ダウンロード](#)
- ③「実証フィールドの要件と選定の方法について」記載の各要件への対応状況が分かる資料(様式自由)

①については紙媒体1部、②及び③については紙媒体5部及び電子媒体(CD-R等)2部を提出すること。

2. 提出期限

平成26年2月28日(金)17時

3. 提出先及び問合せ先

【連絡先】〒107-0052 東京都港区赤坂1-7-1 赤坂榎坂森ビル6階
内閣官房総合海洋政策本部事務局
TEL:03-5575-1532、
FAX:03-5575-0090

○関連: [海洋再生可能エネルギー実証フィールド公募に係る説明会について](#)

海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針

〔平成24年5月25日〕
総合海洋政策本部決定

1. 海洋再生可能エネルギー利用の重要性

風力や太陽光等の再生可能エネルギーについては、その利用に際し環境負荷が小さく、また、基本的に国内で調達可能なエネルギーであること、さらには、エネルギー源の多様化や新たな市場・雇用機会の創出といった効果も期待できることから、従来から政府としても利用拡大を図ってきたところである。

平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて現在進められている我が国のエネルギー政策の見直しにおいても、この方向性を一層強化し、再生可能エネルギーの開発・利用を加速させることが求められている。

四方を海に囲まれた我が国においては、再生可能エネルギーのうち、洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差等、海域において利用可能な再生可能エネルギー（以下「海洋再生可能エネルギー」という。）の賦存量がかなり大きく、発電に利用する場合には陸上以上のポテンシャルがあると言われている。このため、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術を早期に実用化し、我が国におけるエネルギー供給元の一つとして活用していける環境を整備することは、我が国のエネルギー政策上重要な課題であり、温室効果ガスの排出削減による持続可能な低炭素社会の構築の観点からも、政府一丸となって取り組んでいく必要がある。

2. 本方針策定の目的及び施策の基本的方向性

我が国の海洋再生可能エネルギーの利用は、先行する欧米と比較すると極めて限定的であり、また技術開発（基礎研究から実証までを含む。以下同じ。）についてもその件数や実験レベルにおいて大きく水を開けられている。我が国の今後のエネルギー政策を考える上で、海洋再生可能エネルギー利用が重要であることから、諸外国の取組みも参考にしつつ、実用化以前の段階と実用化・事業化の段階の双方における課題を抽出し、解決策を見出していかなければならない。

海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化に向けては、厳しい気象・海象条件の中で安全かつ効率的に発電できるかどうかの信頼性・耐久性について、実海域で実証することが不可欠であるが、我が国には容易に実証実験を行える海域が無いことが解決すべき課題の一つである。現在は、実海域での実証を行おうとする民間事業者は、個別に、海運関係者や漁業関係者等の他の海域利用者や地域関係者と相対して海域利用に関する調整を行う必要があるが、これに大変な労力とコストを要しており、これを一因として、我が国において海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実証を行おうとする者が多く出てこない状況にある。

実用化・事業化の段階においては、発電事業用の海域を一定の期間にわたり確保するための他の海域利用者等との調整その他の海域利用に係るルールが不明確である。海域はすべての国民が自由に使用し得るものであるという考え方の下に、同一の空間を海運、漁業、レジャー等の多くの関係者が利用している状況にある中で、海洋再生可能エネルギーを利用した発電事業を行うためには、他の海域利用者等との共存共栄を念頭に置きつつ、海域利用のための調整をいかに円滑に進められるかが重要な課題と考えられる。また、海底送電ケーブル敷設等のコストの問題や、安全の確保、環境の保全、海岸の保全等についても、海域で発電事業を進めていく上で重要な課題である。

以上の観点から、（１）実用化に向けた技術開発の加速のための施策、（２）実用化・事業化を促進するための施策のそれぞれについて、総合海洋政策本部が中心となり、様々な分野の関係者が相互に連携・協力し、以下の取組みを行うものとする。

3. 政府として今後推進すべき施策

（１）実用化に向けた技術開発の加速のための施策

（ア） 実証フィールドの整備

欧米においては、EUやイギリスの政府支援を受けて2003年にイギリスのオークニー諸島に設立された欧州海洋エネルギーセンター(EMEC)を始めとして、実証実験のための海域を提供する、いわゆる「実証フィールド」が数多く整備されつつあり、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化の促進に大きな役